

香川県後期高齢者医療広域連合公文例規程

平成19年1月15日

規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、香川県後期高齢者医療広域連合における公文の書式等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文の種類)

第2条 公文の種類は、次のとおりとする。

(1) 法規文

ア 条例 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条の規定によって制定するもの

イ 規則 地方自治法第15条の規定によって制定するもの

ウ 規程 県民の権利義務に関係しないもので、規則に準じて広域連合長が制定するもの

(2) 公示文

ア 告示 法令又はその権限に基づいて決定し、又は処分した事項を広く一般に知らせるもの

イ 公告 一定の事実を広く一般に知らせるもの

(3) 令達文

ア 訓令 権限の行使又は職務に関し、所属の機関又は職員に対して命令するもの

イ 指令 特定の個人又は団体の申請又は願い出に対して許可、認可、承認等の意思を表示するもの

(4) 一般文 照会、回答、依頼、通知、諮問、答申、申請、進達、勧告等

(5) その他 賞状、表彰状、感謝状、祝辞、契約その他これらに類するもの

(公文の書き方)

第3条 公文は、左横書きとする。ただし、次に掲げるものは、縦書きとする。

(1) 法令等の規定によって様式が縦書きに定められているもの

(2) 他の官公庁において様式を縦書きに定めているもの

(3) その他総務課長が特に縦書きを適当と認めたもの

(文体)

第4条 公文は、口語体で書き表し、「ます」体を用いるものとする。ただし、条例、規則、規程及び条文の形式を有する告示にあつては、「である」体を用いるものとする。

2 公文の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 文語調の表現は、避けること。
- (2) 文章は、なるべく短く区切り、又は箇条書にすること。
- (3) 文の飾り、あいまいな言葉又は回りくどい表現は、避けること。
- (4) 敬語については、丁寧になりすぎないよう表現すること。

(用語)

第5条 公文の用語は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 特殊な言葉、堅苦しい言葉又は使い方の古い言葉を使わず、日常一般に使われている易しい言葉を用いること。
- (2) 言いにくい言葉を使わず、口調のよい言葉を用いること。
- (3) 音読する言葉で耳で聞いて意味の分かりにくいもの又は意味が2様にとれるものは、意味の明りような言葉を用いること。

(敬称)

第6条 公文に用いる敬称は、原則として「様」を用いるものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 官公署あての文書
- (2) 庁内文書
- (3) 「御中」又は「各位」を用いる文書

(公文の書式)

第7条 公文作成に当たっての基本となる書式は、次のとおりとする。

- (1) 法規文 書式第1号
- (2) 公示文 書式第2号
- (3) 令達文 書式第3号
- (4) 一般文 書式第4号

附 則

この規程は、平成19年1月15日から施行する。

(注)

- 1 ×印は1字空けることを示し、○印等は適当な字句の省略を示したものである。
- 2 「題名」が長い場合は、終わりを3字空けて折り返し、1行目と初字をそろえる。
- 3 条文の少ない場合は、目次を置かない。また、条文数の多い場合に、章、節、款、目の順に区分し、題名の次に目次を付ける。
- 4 別表や様式が2以上あるときは、別表第1、別表第2、様式第1号、様式第2号のように数字を付ける。

3 一部を改正する場合

(1) 一つの条例を改正するとき。

×○○○○○条例の一部を改正する条例をここに公布する。
××（元号）○○年○○月○○日
香川県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××
香川県後期高齢者医療広域連合条例第○○号
×××○○○○○条例の一部を改正する条例 ×××
×○○○○○条例（（元号）○○年香川県後期高齢者医療広域連合条例第○○号）の一部を次のように改正する。
×題名を次のように改める。
×××○○○○○○○条例
×目次中「○○○」を「○○○」に改める。
×第1条を次のように改める。
×（○○○）
第1条×○○○○○○○。
×第2条の見出しを「（○○○）」に改める。
×第3条第1項及び第2項を次のように改める。
××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
2×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
×第4条第2項第2号を次のように改める。
×(2)×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
×第5条の次に次の2条を加える。
第5条の2×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
第5条の3×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
×第6条の次にただし書を加える。
××ただし、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
×第7条第1項中「○○○」を「○○」に改め、「○○」の次に「○○○○○
○○」を加える。
×第8条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、
第1項の次に次の1項を加える。

2×○○○○○○。

×第9条を次のように改める。

第9条×削除

×第10条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り上げる。

×第11条を削る。

×附則第2項中「○○○」を「○○○」に改め、「○○○」の次に「○○○○」を加える。

×別表中 「

○○	○○

」 を 「

○○	○○

」 に改める。

×様式第3号を次のように改める。

--

×××附×則

×この条例は、○○○○○○から施行する。

(2) 二つの条例を改正するとき。

×○○○○○条例及び○○○条例の一部を改正する条例をここに公布する。

××（元号）○○年○○月○○日

香川県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××

香川県後期高齢者医療広域連合条例第○○号

×××○○○○○条例及び○○○条例の一部を改正する条例 ×××

×（○○○○○条例の一部改正）

第1条×○○○○○条例（（元号）○○年香川県後期高齢者医療広域連合条例第○○号）の一部を次のように改正する。

××第○条第○項中「○○○」を「○○○」に改める。

×（○○○条例の一部改正）

第2条×○○○条例（（元号）○○年香川県後期高齢者医療広域連合条例第○×○号）の一部を次のように改正する。

××第○条の次に次の1条を加える。

第○条の○×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

2×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

（中 略）

×××附×則

×この条例は、○○○○○○○から施行する。

(3) 三つ以上の条例を改正するとき。

×○○○○○条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

××（元号）○○年○○月○○日

香川県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××

香川県後期高齢者医療広域連合条例第○○号

×××○○○○○条例等の一部を改正する条例 ×××

×（○○○○○条例の一部改正）

第1条×○○○○○条例（（元号）○○年香川県後期高齢者医療広域連合条

×例第○○号）の一部を次のように改正する。

××第○条第○項中「○○○」を「○○○」に改める。

（中 略）

×（○○○○○○○条例の一部改正）

第2条×○○○○○○○条例（（元号）○○年香川県後期高齢者医療広域連合条

×例第○○号）の一部を次のように改正する。

××第○条中「○○○」を「○○○」に改める。

（中 略）

×（○○○○○○○○○条例の一部改正）

第3条×○○○○○○○○○条例（（元号）○○年香川県後期高齢者医療広域連合

×条例第○○号）の一部を次のように改正する。

××第○条中「○○○」を「○○○」に改める。

（中 略）

×××附×則

×この条例は、○○○○○○○から施行する。

(4) 他の条例の附則で改正するとき。

(公布文・番号・題名・本則一略一)
×××附×則
× (施行期日)
1 × この条例は、○○○○○○から施行する。
× (○○○○○条例の一部改正)
2 × ○○○○○条例 ((元号) ○○年香川県後期高齢者医療広域連合条例第○
×号) の一部を次のように改正する。
××第○条第1項及び第2項を次のように改める。
×××○○○○○○○○○○○○○○○○。
× 2 × ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

4 廃止する場合

(1) 一つの条例を廃止するとき。

×○○○○○○○○○○○○○○○○条例を廃止する条例をここに公布する。
××（元号）○○年○○月○○日
香川県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××
香川県後期高齢者医療広域連合条例第○○号
×××○○○○○○○○○○○○○○○○条例を廃止する条例 ×××
×○○○○○○○○○○○○○○○○条例（（元号）○○年香川県後期高齢者医療広域連
合条例第○号）は、廃止する。
×××附×則
×この条例は、○○○○○○○から施行する。

(2) 二つの条例を廃止するとき。

×○○条例及び○○○○○○○○○○○○○○○○条例を廃止する条例をここに公布する。
××（元号）○○年○○月○○日
香川県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××
香川県後期高齢者医療広域連合条例第○○号
×××○○条例及び○○○○○○○○○○○○○○○○条例を廃止する条例 ×××
×○○条例（（元号）○○年香川県後期高齢者医療広域連合条例第○号）及び
○○○○○○○○○○○○○○○○条例（（元号）○○年香川県後期高齢者医療広域連合条例
第○号）は、廃止する。
×××附×則
×この条例は、○○○○○○○から施行する。

(3) 三つ以上の条例を廃止するとき。

×○○○○○条例等を廃止する条例をここに公布する。

××（元号）○○年○○月○○日

香川県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××

香川県後期高齢者医療広域連合条例第○○号

×××○○○○○条例等を廃止する条例 ×××

×次に掲げる条例は、廃止する。

×(1)×○○○○○条例（（元号）○○年香川県後期高齢者医療広域連合条例第××○○号）

×(2)×○○○○○○○条例（（元号）○○年香川県後期高齢者医療広域連合条例××第○○号）

×(3)×○○○○○○○○○条例（（元号）○○年香川県後期高齢者医療広域連合条例××例第○○号）

×××附×則

×この条例は、○○○○○○○から施行する。

(4) 他の条例の附則で廃止するとき。

(公布文・番号・題名・本則—略—)

×××附×則

× (施行期日)

1 ×この条例は、○○○○○○から施行する。

× (○○○条例の廃止)

2 ×○○○条例 ((元号) ○○年香川県後期高齢者医療広域連合条例第○号)

×は、廃止する。

